

「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の追加案**13-2 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第二条の表百八の項）に準ずる独自利用事務**

(1) 法定事務の根拠法令等と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、災害弔慰金の支給等に関する法律第一条に定める「災害により死亡した者の遺族」、「災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者」若しくは「災害により被害を受けた世帯の世帯主」に該当する者又は犯罪被害等により不慮の死を遂げた者の遺族であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の救済援護又は対象者への弔意である場合（独自利用事務の根拠規範において「救済（援護）」、「生活の安定（再建）」、「弔意（お見舞い）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務（法定事務に係るものを除く。）

イ 犯罪被害者遺族への見舞金の支給に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務